

大分県立盲学校電話交換設備機器一式リース業務 入札説明書

(内訳)

■入札説明書

・様式第1～5号

■大分県立盲学校電話交換設備機器一式リース業務仕様書

■契約書(案)

令和8年8月
大分県立盲学校

入札説明書

大分県立盲学校電話交換設備機器一式リース契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、20に掲げる所属に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名

大分県立盲学校電話交換設備機器一式リース契約

(2) 契約期間

令和8年11月1日から令和15年10月31日までの長期継続契約とする。

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

ただし、契約締結日から令和8年10月31日までの間、搬入、調整及び試験運用期間として、この間の賃借料は発生しないものとする。

なお、紙による入札参加を希望する者には、10に記載する手続きによること。

(3) 納入場所

大分県立盲学校(寄宿舍を含む)

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本件入札は、大分県共同利用型電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)(以下「運用基準」という。)による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち、リース・賃貸借としての業種登録を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得

ている者であること。

(4) この公告の日から11に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ暴力団員が役員となっている事業者

エ暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類（カタログ等）を令和8年9月4日（金）午後4時までに大分県立盲学校に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

(8) 納入した機器の故障時には、その復旧に迅速に対応することができる者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3の要件が必要な他に、次により入札参加資格に関する書類等を提出し確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について大分県立盲学校が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(1) 提出書類（各1部）

「入札参加資格に伴う誓約書」（第1号様式）

「機能等証明書」（第2－1号）

(2) 提出期間

公告の日から令和8年9月4日（金）午後4時まで

(3) 提出場所

20 に掲げる場所

(4) 提出方法

持参又は書留郵便で提出すること。書留郵便で提出する場合には20に掲げる連絡先に、郵送する旨電話をすること。

なお、書留郵便で提出する場合は、封筒に「入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

5 入札参加申請の方法及び期間

電子入札システムにより入札参加申請を、令和8年9月7日（月）午後4時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）2部を、令和8年9月7日（月）午後4時（必着）までに持参又は書留郵便で20に掲げる場所に提出すること。書留郵便で提出する場合には20に掲げる連絡先に、郵送する旨電話をすること。

6 入札方法

- (1) 本案件は、一般競争入札により行う。
- (2) **入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの月額の賃借料とする。**見積にあたっては84月賃貸借料率で計算し、月額の賃借料を算定すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に小数第3位未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (4) 入札説明書及び入札仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）の規定を準用する。
- (5) この入札については、大分県内自治体の電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム（物品・役務）の各種操作マニュアル（事業者用）をよく読んだうえで手続きを行うこと。

7 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に、令和8年9月9日（水）午後4時までに入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

8 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語日本語

(2) 通 貨 日本国通貨

9 電子入札システムによる入札金額の入力期間

入札参加承認の日から令和8年9月9日（水）午後4時まで

10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県立盲学校 事務室

(2) 提出期限 入札参加承認の日から令和8年9月9日（水）午後4時までに必着
こと。

11 電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和8年9月10日（木）午後1時

12 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札の入札金額の入力期限及び開札日時を別途通知するものとする。

13 入札保証金に関する事項

見積金額（年額）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。（大分県契約事務規則第20条第3項第1号）
- (2) 地方自治法施行令第167条の5の規定により知事が定める資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（大分県契約事務規則第20条第3項第2号）

14 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに契約金額（年額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき（大分県契約事務規則第5条第3項第1号）。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（大分県契約事務規則第5条第3項第3号）。

(2) (1) のアに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、落札決定の日から7日以内（大分県の休日定める条例（平成元年大分県条例第二十一号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）に提出すること。

(3) (1) のイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のアからウにより提出すること。

（「契約保証金免除申請書」（第3号様式）参照）

ア提出期限

落札決定の日から7日以内（大分県の休日定める条例（平成元年大分県条例第二十一号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）

イ提出場所

20に掲げる所属

ウ提出方法

アに掲げる期限までに、イに掲げる場所に持参すること。

ただし、持参できないときは、イに掲げる場所にアに掲げる日時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「契約保証金納付免除申請書類在中」と朱書きし、中封筒に入札事項、入札日時を、裏面に落札者の商号又は名称、代表者名及び取扱部署名を記載すること。

(4) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

15 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

16 最低制限価格に関する事項

設定しない。

17 入札説明書等に対する質疑

この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（第4号様式）を次のアからオにより提出すること。

ア提出期限

令和8年9月1日（火）午後4時

イ提出場所

20に掲げる場所

ウ提出方法

持参もしくは電子メールいずれかの方法により提出すること。なお、電子メールによる場合は必ず20に掲げる連絡先に、電話にて到達を確認すること。

エ提出された質問票の回答時期

回答は、令和8年9月3日（水）までに行うこととする。

オ質問・回答内容の共有

質問及び回答を大分県ホームページに掲載する。

18 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

19 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内（大分県の休日を定める条例（平成元年大分県条例第二十一号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印の上、上記14に掲げる契約保証金若しくは上記14(1)のア又はイに掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。

また、「課税事業者届出書（第5号様式）」も同様に提出すること。

20 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

〒870-0026 大分県大分市金池町3丁目1番75号

大分県立盲学校 事務室

電話 097-532-2638

メールアドレス a33010@oen.ed.jp

21 特記事項

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。